和歌山県賃貸型応急住宅協力不動産店登録実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害時において、家屋の倒壊等により居住が困難となった被災者の住まいの早期確保を目的として、県及び県から事務委任を受けた市町村（以下、「行政」という。）が賃貸型応急住宅を供与するに際し、媒介、代理若しくは貸主として行政に協力する不動産店を「和歌山県賃貸型応急住宅協力不動産店（以下、「協力不動産店」という。）」として登録するために必要な事項を定める。

（登録要件）

第２　協力不動産店の登録は、次の各号のいずれかに該当することを要件とする。

1. 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けており、賃貸型応急住宅の媒介又は代理として行政に協力を行うことができる者
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許又は賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第3条第1項の登録を受けており、和歌山県内に賃貸型応急住宅として提供できる住宅を所有又は管理し、貸主として行政に協力を行うことができる者

（登録の申請）

第３　第２に定める要件を満たし、協力不動産店に登録しようとする者は、別紙に掲げる事項を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により知事に提出するものとする。

（協力不動産店の登録及び公表）

第４　知事は、第３の規定による申請が登録要件を満たす場合は、登録名簿に登録するものとし、別紙に掲げる事項のうち番号１から６の事項を公表するものとする。

（登録の期間及び更新）

第５　登録の期間は、登録申請日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

２　登録期間の満了までに、協力不動産に登録された者（以下、「登録者」という。）が知事に登録を更新しない旨の申し出をした場合を除き、登録は１年間更新され、その後も同様とする。

（ステッカーの交付及び掲示）

第６　知事は第４により登録したときは、協力不動産店である旨を印刷したステッカーを登録者に交付するものとし、登録者は公衆の見やすい場所にステッカーを掲げることとする。

（登録内容の変更）

第７　登録者は、別紙に掲げる事項に変更があったときは、その内容を書面又は電磁的方法により知事に届け出るものとする。

（登録の廃止）

第８　登録者は、登録を廃止しようとするとき、その旨を書面又は電磁的方法により知事に提出するものとする。

（登録の取り消し）

第９　知事は、登録者が登録の要件を満たさないと認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

（その他）

第１０　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和７年２月２７日から施行する。

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 事項 |
| 1 | 店舗名 |
| 2 | 住所 |
| 3 | 営業時間 |
| 4 | 定休日 |
| 5 | 電話番号 |
| 6 | 店舗ホームページURL |
| 7 | 宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会に所属している場合はその名称 |
| 8 | メールアドレス |
| 9 | FAX番号 |
| 10 | 担当者名 |
| 11 | 担当者名フリガナ |
| 12 | 賃貸型応急住宅の媒介の可否の別 |
| 13 | 所有又は管理する物件の有無 |
| 14 | 所有又は管理する物件を賃貸型応急住宅として提供することの可否 |
| 15 | 宅地建物取引業免許証番号 |
| 16 | 賃貸住宅管理業者登録番号 |